

○国土交通省令第百四十六号

自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成十三年法律第七十三号）の施行に伴い、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十三号）第四十一条及び第六十七条第三項並びに環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第四条第三項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十三年十二月十四日

国土交通大臣 林 寛子
道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令

第一条 道路運送車両の保安基準の一部改正

第一条 道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の二第一項中「排出される窒素酸化物」の下に「及び粒子状物質」を加え、第十条第一項を「第十二条第一項」に改め、又は第五十八条第六十項、第七十四項、第八十七項、第一百項若しくは第一百五項、並びに第五十八条第十六項、第三十項、第三十三項、第三十四項、第五十一項、第五十三項、第六十一項、第六十五項、第七十七項及び第八十一項の規定窒素酸化物に係る部分を除く。及び、又は第五十八条第十六項の十モード法により運行する場合」を削る。

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第二条 道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第八項第一号中「窒素酸化物」の下に「及び粒子状物質」を加え、第十一条第一項を「第十三条第一項」に「特定地域外」を「窒素酸化物対策地域（自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成十三年政令第四百六号）による改正前の自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成四年政令第三百六十五号）の第一条の特定地域であった地域に限る。以下この条において同じ。）外」に「特定地域内」を「窒素酸化物対策地域内」に改める。

（飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正）

第三条 飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年運輸省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項第三号口中「窒素酸化物」の下に「及び粒子状物質」を加え、規定する特定地域」を「規定する窒素酸化物対策地域又は同法第八条第一項に規定する粒子状物質対策地域」に改める。

（道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正）

第四条 道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項第三号口中「窒素酸化物」の下に「及び粒子状物質」を加え、規定する特定地域」を「規定する窒素酸化物対策地域又は同法第八条第一項に規定する粒子状物質対策地域」に改める。

（土地区画整理事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正）

第五条 土地区画整理事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項第三号口中「窒素酸化物」の下に「及び粒子状物質」を加え、規定する特定地域」を「規定する窒素酸化物対策地域又は同法第八条第一項に規定する粒子状物質対策地域」に改める。

（新住宅市街地開発事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正）

第六条 新住宅市街地開発事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項第三号口中「窒素酸化物」の下に「及び粒子状物質」を加え、規定する特定地域」を「規定する窒素酸化物対策地域又は同法第八条第一項に規定する粒子状物質対策地域」に改める。

（工業団地造成事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正）

第七条 工業団地造成事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項第三号口中「窒素酸化物」の下に「及び粒子状物質」を加え、規定する特定地域」を「規定する窒素酸化物対策地域又は同法第八条第一項に規定する粒子状物質対策地域」に改める。

（新都市基盤整備事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正）

第八条 新都市基盤整備事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項第三号口中「窒素酸化物」の下に「及び粒子状物質」を加え、規定する特定地域」を「規定する窒素酸化物対策地域又は同法第八条第一項に規定する粒子状物質対策地域」に改める。

（流通業務団地造成事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正）

第九条 流通業務団地造成事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項第三号口中「窒素酸化物」の下に「及び粒子状物質」を加え、規定する特定地域」を「規定する窒素酸化物対策地域又は同法第八条第一項に規定する粒子状物質対策地域」に改める。

（都市基盤整備公団が行う宅地の造成の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正）

第十条 都市基盤整備公団が行う宅地の造成の事業に係る環境影響評価の項目並びに各該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項第三号口中「窒素酸化物」の下に「及び粒子状物質」を加え、規定する特定地域」を「規定する窒素酸化物対策地域又は同法第八条第一項に規定する粒子状物質対策地域」に改める。

附則

この省令は、自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成十三年法律第七十三号）の施行の日（平成十三年十二月十五日）から施行する。